

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 12 月 24 日 (金) 第 272 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (※) (市町村課取扱い) 1
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (※) (財政課取扱い) 2
- 鹿児島県犯罪被害者等支援条例 (※) (くらし共生協働課取扱い) 5
- 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例 (※) (自然保護課取扱い) 9
- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (※) (県立病院課取扱い) 9

条 例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 12 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第45号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例 (平成12年鹿児島県条例第7号) の一部を次のように改正する。

別表総務部の表2の項中「霧島市」の次に「, いちき串木野市」を加える。

別表総合政策部の表1の項中「南種子町」の次に「, 瀬戸内町」を加える。

別表環境林務部の表2の項第1号中「第10条第4項 (法第16条第4項において準用する場合を含む。)」を「第16条第4項において準用する法第10条第4項」に改め、「国立公園事業又は」及び「 (政令附則第6項の規定による経由を含む。以下この項において同じ。)」を削り、同項第2号中「第10条第7項 (法第16条第4項において準用する場合を含む。)」を「第16条第4項において準用する法第10条第7項」に改め、「国立公園事業又は」を削り、同項第3号中「第10条第9項 (法第16条第4項において準用する場合を含む。)」を「第16条第4項において準用する法第10条第9項」に改め、同項第4号中「第13条 (法第16条第4項において準用する場合

を含む。)」を「第16条第4項において準用する法第13条」に改め、「国立公園事業又は」を削り、同項第5号中「第14条第2項（法第16条第4項において準用する場合を含む。）」を「第16条第4項において準用する法第14条第2項」に改め、「国立公園事業又は」を削り、同項第13号中「附則第3項」を「附則第2項」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項第14号中「第6条第1項（省令第9条において準用する場合を含む。）」を「第9条において準用する省令第6条第1項」に改め、同項第15号中「第6条第3項（省令第9条において準用する場合を含む。）」を「第9条において準用する省令第6条第3項」に改める。

別表農政部の表1の項中「及び知名町」を「，知名町及び与論町」に改める。

別表土木部の表5の2の項及び5の3の項中「十島村」の次に「，さつま町」を加え、同表6の項第5号中「第10条の4の4第1項」を「第10条の4の5第1項」に改め、同項第6号中「第10条の4の7第1項」を「第10条の4の8第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表環境林務部の表2の項第13号の改正規定（「第15号」を「第16号」に改める部分に限る。）及び別表土木部の表6の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

.....
鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第46号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1土木部の表14の4の項の(1)中「第5条第1項、第2項又は第3項」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同項の(1)のA中「法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるもの」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」に改め、同項の(1)のAの(ア)のa中「9,300円」を「17,000円」に改め、同項の(1)のAの(ア)のb中「11,000円」を「21,000円」に改め、同項の(1)のAの(イ)のa中「23,000円」を「35,000円」に改め、同項の(1)のAの(イ)のb中「27,000円」を「43,000円」に改め、同項の(1)のAの(ウ)のa中

「41,000円」を「58,000円」に改め、同項の(1)のアの(イ)の b 中「50,000円」を「73,000円」に改め、同項の(1)のアの(ロ)の a 中「75,000円」を「105,000円」に改め、同項の(1)のアの(ハ)の b 中「85,000円」を「132,000円」に改め、同項の(1)のアの(ニ)の a 中「142,000円」を「184,000円」に改め、同項の(1)のアの(ホ)の b 中「166,000円」を「229,000円」に改め、同項の(1)のアの(ヘ)の a 中「258,000円」を「306,000円」に改め、同項の(1)のアの(セ)の b 中「299,000円」を「376,000円」に改め、同項の(1)のアの(ケ)の a 中「475,000円」を「565,000円」に改め、同項の(1)のアの(コ)の b 中「550,000円」を「690,000円」に改め、同項の(1)のアの(ク)の a 中「661,000円」を「777,000円」に改め、同項の(1)のアの(ク)の b 中「750,000円」を「937,000円」に改め、同項の(1)のアの(ケ)の a 中「814,000円」を「960,000円」に改め、同項の(1)のアの(ケ)の b 中「909,000円」を「1,142,000円」に改め、同項の(1)のイを削り、同項の(1)のウ中「(1)のウ」を「(1)のイ」に改め、同項の(1)のウの(イ)の a 中「50,000円」を「52,000円」に改め、同項の(1)のウの(ロ)の a 中「121,000円」を「123,000円」に改め、同項の(1)のウの(ハ)の a 中「197,000円」を「200,000円」に改め、同項の(1)のウの(ニ)の b 中「1,017,000円」を「1,018,000円」に改め、同項の(1)のウの(ホ)の b 中「1,760,000円」を「1,762,000円」に改め、同項の(1)のウの(セ)の b 中「3,283,000円」を「3,286,000円」に改め、同項の(1)のウの(ク)の b 中「4,705,000円」を「4,709,000円」に改め、同項の(1)のウの(ケ)の b 中「5,801,000円」を「5,806,000円」に改め、同項の(1)のウを同項の(1)のイとし、同項の(2)中「、この項の(1)のウの場合にあってはこの項の(1)のウの(イ)から(ケ)までに掲げる金額と」を削り、同項の(3)中「4,000円」を「4,500円」に改め、同項の(4)中「4,000円」を「4,500円」に改め、同項の(4)を同項の(5)とし、同項の(3)の次に次のように加える。

(4) 法第 9 条第 3 項の規定に基づく管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	8,600円
---	--------------------------------------	--------

別表第 1 土木部の表 14 の 4 の項に次のように加える。

(6) 法第 18 条第 1 項の規定に基づく認定長期優良住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅の容積率の特例許可申請手数料	162,000円
--	------------------------	----------

別表第 1 警察本部の表 6 の項の(1)中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に改め、同項の(1)の ア中「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の(1)のイを同項の(1)のウとし、同項の(1)のアの次に次のように加える。

イ 法第 4 条第 1 項第 1 号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 6,800円 (当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円)

別表第 1 警察本部の表 6 の項の(2)の ア中「第 5 条の 2 第 3 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加え、同項の(2)の次に次のように加える。

(2)の 2	法第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	クロスボウ取扱講習手数料	ア 現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 3,000円 イ その他の者に対する講習会 6,900円
--------	---	--------------	--

別表第 1 警察本部の表 6 の項の(4)中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「国際競技用銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「国際競技用の銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に改め、同項の(5)中「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料」に改め、同項の(6)中「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料」に改め、同項の(7)中「又は空気銃の所持の」を「若しくは空気銃又はクロスボウの所持の」に、「猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に改め、同項の(7)の ア中「伴う場合」を「伴う法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「他の法第 7 条の 3 第 1 項」を「他の同項」に改め、「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の(7)のイ中「伴わない場合」を「伴わない法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「他の法第 7 条の 3 第 1 項」を「他の同項」に改め、「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の(7)のイを同項の(7)のウとし、同項の(7)のアの次に次のように加える。

イ 新たな許可証の交付を伴う法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円 (当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,800円)

別表第 1 警察本部の表 6 の項の(7)に次のように加える。

エ 新たな許可証の交付を伴わない法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 6,800円 (当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)

別表第 1 警察本部の表 6 の項に次のように加える。

(14) 法第 9 条の 16 第 1 項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃資格認定申請手数料	9,300円 (当該申請を行う者が同時に他の法第 9 条の 16 第 1 項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円)
---	------------------	---

附 則

- 1 この条例中別表第 1 土木部の表の改正規定及び次項の規定は令和 4 年 2 月20日から、別表第 1 警察本部の表の改正規定は同年 3 月15日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県手数料徴収条例別表第 1 土木部の表の規定は、令和 4 年 2 月20日以後に申請がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和 3 年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第47号

鹿児島県犯罪被害者等支援条例

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第12条)
- 第 2 章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策 (第13条—第25条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、誰もが安

心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷^{ひぼう}、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を図ることを旨として推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等

支援の必要性についての理解を深め、その事業活動に伴う二次的被害の防止及び従業員である犯罪被害者等の就労について十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（民間支援団体の責務）

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村に対する支援）

第8条 県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（推進体制の整備）

第9条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

（緊急支援の実施）

第10条 県は、県内で犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村その他の犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、必要な緊急の支援を実施するものとする。

（計画の策定等）

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する施策についての基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 県は、毎年度、支援計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

（財政上の措置）

第12条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償の請求に関する情報の提供等）

第14条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、損害賠償の請求に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第15条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第16条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第17条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第18条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号）第2条第1号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定等）

第19条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保護又は捜査の過程における配慮）

第20条 県は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解の増進）

第21条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次的被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校における教育及び支援）

第22条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、

二次的被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

（人材の育成）

第23条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第24条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（個人情報適切な管理）

第25条 県、事業者、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものは、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第48号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「国内希少野生動植物種」の次に「（同条第6項の特定第二種国内希少野生動植物種を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第49号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表助産料の項中「182,000円」を「178,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。